

平成28年（行ウ）第84号

大東市灰塚給水ポンプ室談合損害請求事件（住民訴訟）

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市水道事業管理者職務代理人 松本剛

原告準備書面（5）

2017年7月18日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

弁護士 辻 公 雄

弁護士 豊 島 達哉

弁護士 西 川 満 喜

第1 正当理由について

1、本件請求松本に対する請求は真正怠る事実であるが、仮に不真性怠る事実であるとしても、地方自治法242条2項但し書きの正当理由がある。

本件で談合による入札を前提に、大東市が三住建設と契約を締結したのは平成25年10月15日であり、その後の変更契約は平成26年4月1日、同年11月14日であった。

大東市における事後審査型制限付一般競争入札制度は、入札条件が大東市内に住所の登録をする業者に有利なものとなっている。そのため、この制度による入札においては、大東市内の業者数社が常に入札を行い、談合が行われやすい状態となっていた。しかし事後審査型制限付一般競争入札制度により、大東

市内の数社が常に入札に参加して、談合をしていることについて、入札の実務に係わっている業者や担当職員ではない原告らには知る由もなかった。

原告らが大東市において談合による高値入札が日常的に行われていることを知る契機となったのは、平成26年5月22日に同じく事後審査型制限付一般競争入札制度で行われた、市民会館2階ホールの増築他建築工事の入札で、3社が入札に参加した内、2社が予定価格を超えた金額で入札し、1社が予定価格100%の入札をしたという、あまりにも酷い入札が行われたことを知ったときであった。原告らは上記の件について、まず資料を集め、監査請求を平成26年10月27日に行った。しかし市民会館2階ホールの増築他建築工事が特別なものではなく、事後審査型制限付一般競争入札制度で行われる大東市の入札においては、同じ問題があるのではないかと気がつき、公文書公開請求等を行い、情報を得たものについて監査請求を順次行ってきたものである。本件監査請求は、上記一連の談合行為に基づく契約締結の一つとして、順番に調査した結果として請求日が平成28年1月8日になったものであり、正当の理由があるといえる。